

別添 2

改 正	現 行
<p>別紙甲</p> <p>52. ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準第4条関係</p> <p>製造許可の条件として開先の形状が含まれていないが、本条の「溶接の条件」には、開先の形状が含まれないと解して差し支えないか。</p> <p>別紙乙</p> <p>47 記の52について 貴見のとおりとして差し支えない。</p>	<p>別紙甲</p> <p>52. ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準第4条関係</p> <p><u>(1) インサートリング法による突合せ片側溶接であって、他の溶接条件が既に製造許可を受けているものの溶接条件と同一の場合には、本条にいう溶接の条件の区分が同一のものとして取り扱って差し支えないか。</u></p> <p><u>(2) 製造許可の条件として開先の形状が含まれていないが、本条の「溶接の条件」には、開先の形状が含まれないと解して差し支えないか。</u></p> <p>別紙乙</p> <p>47 記の52について <u>(1)、(2)とも貴見のとおりとして差し支えない。</u></p>